福津市公共下水道処理区域内における管路及び公共桝設置に関する基準(内規)

(趣旨)

第1条 この基準は、福津市公共下水道処理区域内において、住民、その他からの要望に対して、新規に管路及び公共桝を設置するときの基準を定めるものである。

(設置基準)

- 第2条 公共下水道処理区域内において、新規に管路及び公共桝を設置できるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 1筆に対して、公共桝が未設置であるとき
 - (2) 本管工事が終了し、3ヶ年経過したもの。ただし、道路管理者が掘削を認める場合を除く。
- 2 第1項各号に掲げるもののほか、特に市長が認める場合は設置することができる。 (設置申請及び承認願)
- 第3条 新規に管路及び公共桝設置を要望する者は、下水道施設設置申請書にて必要書類 を添えて提出しなければならない。ただし、設置工事は年に2度行うものとし、設置に かかる期間は、各工事の申請締切日から3か月を見込まなければならない。
- 2 自費で管路及び公共桝を設置する者は、下水道自費工事承認願に必要書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

(設置できないものの基準)

- 第4条 次に掲げるものについては、公費での管路及び公共桝新設の対象外とする。
 - (1) 宅地の分譲により、1筆の土地を複数に分筆するとき
 - (2) 宅内の構造により、2個以上の公共桝を設置するとき
 - (3) 本管工事が終了し3ヶ年を経過しないとき
 - (4) 第3条第1項に規定する期間内に完成する見込みがないとき
 - (5) 開発行為であるとき
 - (6) 販売目的であるとき
 - (7) 下水道本管工事の施工が伴う場合
 - (8) 区画整理事業地内である場合
 - (9) 農地から転用した土地
 - (10)下水道本管工事の時点で、公共桝の設置工事を拒否した場合 (排水設備工事)
- 第5条 公費で管路及び公共桝を新設したときは、速やかに排水設備工事を行わなければ ならない。

附 則

この基準は、令和6年2月1日から施行する。